

千葉県こども・若者みらいプランの報告について

昨年の4月1日に「こども基本法」が施行され、この基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定める「こども大綱」が昨年12月22日に策定されたところです。

これを受け、県では、国の大綱を勘案し、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進できるよう、県のこども施策の共通の基盤となる計画として、令和7年度から令和11年度を計画年次とする「千葉県こども・若者みらいプラン」を策定することといたしました。

こども基本法において、都道府県こども計画は、①都道府県子ども・若者計画②都道府県における子どもの貧困対策についての計画③その他法令の規定により都道府県が作成するこどもに関する事項を定める計画と一体的に作成することができることとされていることを踏まえ、千葉県子ども・子育て支援プラン2020を一体化し、その他の関連計画と整合性を図りながら、策定することとしています。

令和6年12月20日に（仮称）千葉県こども計画策定会議を開催し、千葉県こども・若者みらいプランの原案を示しましたので報告いたします。

<報告資料>

- ・【概要説明】 千葉県こども・若者みらいプランの報告について
- ・【報告資料1－1】 千葉県こども・若者みらいプラン概要
- ・【報告資料1－2】 千葉県こども・若者みらいプラン原案
- ・【報告資料2－1】 こども計画策定会議及び県内市町村からの御意見と対応案
- ・【報告資料2－2】 こども・若者からの御意見と対応案
- ・【報告資料3】 （仮称）千葉県こども計画策定に係るこどもの意見反映のための調査結果（概要版）
- ・【報告資料4】 少子化に関する若い世代の意識等調査結果（抜粋）（速報版）